

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月1日
【会社名】	株式会社テクノ・セブン
【英訳名】	TECHNOL SEVEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齊藤 征志
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
【電話番号】	(03)3245局1431番
【事務連絡者氏名】	取締役 東 由久
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
【電話番号】	(03)3245局1431番
【事務連絡者氏名】	取締役 東 由久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年12月19日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、当社の事務機器事業を会社分割（吸収分割）の方法によって、当社が100%を出資する連結子会社ニッポー株式会社に承継させることに関し、基本合意の締結を決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出しました。

その後、当該臨時報告書提出時に未定としていました事項等が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

(3) 吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容 その他の吸収分割契約の内容 d)承継会社が承継する権利義務

(5) 吸収分割後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3 【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しています。

(3) 吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容 その他の吸収分割契約の内容 d)承継会社が承継する権利義務

(訂正前)

承継対象資産・負債・契約範囲等の詳細については、未定です。

(訂正後)

承継対象資産の額は168百万円、承継対象負債の額は101百万円並びに契約上の地位に基づく権利義務を承継。

(5) 吸収分割後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(訂正前)

商号	ニッポー株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 齊藤 征志
資本金の額	100百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	事務機器の設計・開発・製造、事務機器等の販売

(訂正後)

商号	ニッポー株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 白石 政良
資本金の額	100百万円
純資産の額	309百万円
総資産の額	490百万円
事業の内容	事務機器の設計・開発・製造、事務機器等の販売

(注) 純資産及び総資産の額は、平成26年4月1日の効力発生日時点の額です。